

# パートやアルバイト等の給与収入がある被扶養者の皆さまの 毎月の収入についてご確認ください!!

被扶養者の収入が増加したことに伴い扶養認定における収入基準額を超過した場合、被扶養者の認定要件を満たさなくなり「主として組合員の収入により生計を維持されている者」に該当しなくなることから、遡っての認定取消となるケースが度々見受けられます。

特にパートやアルバイト等の給与収入は、月々の収入金額に変動がある場合もあることから、共済組合が定期的に行う検認に伴う扶養状況調査にかかわらず、今一度被扶養者の収入確認をお願いします。

## 1 給与収入の捉え方

扶養認定における収入基準額は、恒常的な収入が「年額130万円未満」とされています。特にパートやアルバイト等の給与収入は、毎月得ることができる収入であることから年額よりも月額で判断した方がより実態に即しているため、月額でも捉えることとし、収入基準額を「年額130万円未満」かつ「月額108,334円未満」としています。

なお、収入金額とは、所得税法上の取扱いとは異なり、課税・非課税にかかわらず、税や社会保険料等を控除する前の額をいい、諸手当（通勤手当も含まれます。）も含めます。（賞与に相当する報酬については、年間収入として加算します。）

また、障害を給付事由とする公的年金受給者および60歳以上の公的年金受給者の方についての収入基準額は、「年額180万円未満」であり、かつ、年金と他の給与収入がある場合は合計で「月額150,000円未満」となります。



## 2 認定取消となる場合(被扶養者として認定できない方)

恒常的な収入が年額130万円(180万円)以上ある場合は、被扶養者として認定することができませんので、ご注意ください。

したがって、収入の種類が「給与収入」である方は、「毎月108,334円(150,000円)未満」での就労が原則となりますが、仮に月額基準額を超えた場合は、次のように取扱います。

### ① 3カ月連続して収入が月額基準額を超えたとき

最初に超過した月の1日から恒常的に月額基準額以上の収入があったとみなし、最初に超過した月の1日に遡り認定取消となります。

### ② 連続する3カ月の平均が月額基準額を超えたとき

3連続した月の中で平均を超過した最初の月の1日から恒常的に月額基準額以上の収入があったとみなし、その月の1日に遡り認定取消となります。

### ③ 3カ月連続または平均して月額基準額を超えていなくても年間基準額130万円(180万円)以上の収入があったとき

基準額を超えた年の1月1日に遡り認定取消となります。



### 3 認定取消となった場合の取扱い

毎月の収入チェックをした結果、万が一、収入超過となった場合は、所属所の共済事務担当課を通して速やかに認定取消の手続きを行ってください。

なお、認定取消日以降に保険医療機関で受診した医療費等については、資格外診療となりますので、共済組合負担分を全額返還いただくことになります。

また、対象者が20歳以上60歳未満の配偶者である場合、国民年金第3号被保険者の資格も併せて喪失することとなります。

## ●●● 被扶養者の収入確認は、しっかり行いましょう！ ●●●

### 被扶養者にかかる収入確認書類等の保管のお願い

共済組合では、定期的を実施いたします組合員被扶養者証の検認にかかる扶養状況調査の際、扶養状況等を確認するため、被扶養者の収入に関する各種書類等(写し)の提出をお願いしているところです。

また、認定取消や新たに扶養認定を申請する場合にも被扶養者申告書に添付いただく確認書類を基に可否を判定します。

このため、被扶養者や今後認定を受けることを予定している方は、次の書類を紛失しないよう大切に保管してください。

なお、状況により他の書類の提出をお願いする場合があります。

- ①給与収入……………給料明細書(通勤手当、各種諸手当および賞与に相当する報酬等も含まれます。)
- ②年金収入……………受給年金額の記載のある年金通知書(障害・遺族年金および年金基金も含まれます。)および年金振込通知書等
- ③事業収入等……………税務署に提出した確定申告書(収支内訳書を含みます。)の控え
- ④別居被扶養者にかかる仕送り証明…送金通知書および振込先通帳等  
※配偶者および学生は省略することができます。
- ⑤その他……………扶養の事実を確認できる書類等
  - 共同扶養等に伴い他に扶養義務者がいる場合  
組合員と他の扶養義務者双方の源泉徴収票等
  - 父母のいずれか一方を認定している場合  
夫婦相互扶助の観点から、本組合で認定していない父母がいるときは、その者の収入のわかる書類等



### 被扶養者の扶養認定にかかるお知らせ

平成29年8月1日から、年金受給資格に必要となる年金保険料納付済等期間が短縮(詳しくは8ページをご覧ください。)されたことに伴い、今まで年金以外の収入が扶養認定の基準となる130万円以上あったため被扶養者に認定されなかった方が、新たに年金を受取ることとなったことにより、適用される収入基準額が変更となり、年金および年金以外の収入合計額が180万円未満であり、かつ、認定要件を満たしていれば認定対象者に該当することがあります。

このため、ご家族に対象となる方がいるときは、ご検討のうえ被扶養者の認定申告の手続きを行ってください。



お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306